

平成30年4月10日

保護者 各位

岩手県立宮古北高等学校
校長 熊谷 和浩

津波発生時の対応並びに気象警報・注意報発令時の自宅待機の基準について（お知らせ）
陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
また、日頃から本校の教育活動に対しまして格別の御理解と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、本校では津波発生時の対応並びに気象警報・注意報発令時の自宅待機の基準につきまして、下記のとおり生徒への指導を行うこととしております。

つきましては、御家庭におかれましても御承知おきいただき、御協力をお願いいたします。

記

1 津波（注意報・警報発令）の場合の行動

(1) 学校にいる時

教員の指示に従い、一斉に避難する。避難場所は「ふれあい荘」とする。

(2) 登下校中、又は外出中

その場所から一番近い避難場所に、速やかに避難する。

① 自宅に近い場所であれば自宅（自宅が避難区域の場合は指定避難所）へ避難する。

② 公共交通機関乗車時は、乗務員の指示に従う。

③ 田老駅近辺の場合は、学校へ避難し、教員の指示に従う。

(3) 家にいる時

① 注意報発令の場合、自宅で安全を確保し情報を入手する。

② 警報発令の場合、近くの指定避難所に避難する。

2 避難場所

指定避難所、高台の公共施設、高台など。

（あらかじめ自宅や通学路などからの避難所や高台を確認しておくこと。）

3 生徒の所在確認及び引き渡し

(1) 津波注意報・警報が発令された場合、本人又は御家庭と連絡を取り、生徒の所在を確認します。

(2) 避難している学校へ生徒を引き取りに来られる場合は、十分に安全が確保されていることを確認してください。安全が確保されないと判断される場合は、引き取り者も学校に留まっていただきます。なお、引き取り者は、保護者といたします。友人、知人であってもお引き渡しできませんので御了承ください。

4 気象警報・注意報発令時の自宅待機の基準

(1) 宮古地域、田老地域に「避難勧告・指示」が発令されている場合（生徒の登下校に関わらない特定の地域のみが発令されている場合は除く。宮古地域に発令されていなくても田老地域に発令されている場合は自宅待機）

(2) 宮古地域に「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」のいずれかが発令されている場合

(3) 宮古地域に「大津波警報」「津波警報」「津波注意報」のいずれかが発令されている場合

* 警報・注意報解除後の登校については、学校から本人又は御家庭へ連絡いたします。また、学校の対応については、随時本校のホームページ（<http://www2.iwate-ed.jp/myn-h/>）で情報提供いたします。

担 当

副校長 佐々木 伸 良

TEL 0193-87-3513・2021

FAX 0193-87-2019